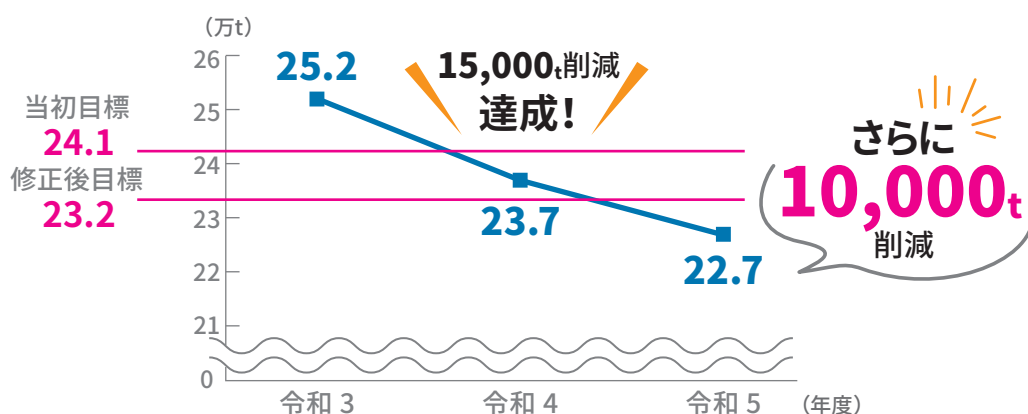




堺・ごみ減量4R大作戦

目標達成

清掃工場搬入量



令和4年7月から令和6年3月にかけて、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たすことでごみを減らし、環境問題の解決をめざす「堺・ごみ減量4R大作戦」を実施しました。市民・事業者の皆様のご協力もあり、大作戦開始以降ごみが順調に減少し、令和4年度に当初の目標である年間清掃工場搬入量24.1万t以下を前倒して達成することができました。そこで、令和5年度は年間清掃工場搬入量23.2万t以下へと目標を上方修正しましたが、年間清掃工場搬入量は22.7万tとなり、その目標も達成することができました。

各種問合せ先

内容	担当部署	所在地	電話番号・FAX
事業所から出る紙類のリサイクルに関する事 事業用大規模建築物に関する事	資源循環推進課	堺区南瓦町3番1号 市役所高層館5階北	☎ 072-228-7479 FAX 072-228-7063
事業系一般廃棄物の 処理に関する事	許可業者に係る収集・処分に関する事 市に申込む継続・臨時収集に関する事	環境業務課	堺区南瓦町3番1号 市役所高層館4階北
清掃工場への搬入に 関すること	クリーンセンター東工場への搬入 クリーンセンター臨海工場への搬入	クリーンセンター 管理課	東区石原町1丁102番地 堺区築港八幡町1番地70
産業廃棄物の処理に関する事	環境対策課	堺区南瓦町3番1号 市役所高層館4階南	☎ 072-228-7476 FAX 072-228-7317

堺市環境マスコットキャラクター
ムーやん

堺市環境局
「ムーやん」【公式】
X(旧 Twitter)
@sakai_Muyan



こちらをクリック

堺・ごみ減量4R大作戦期間中に実施した取組の一部をご紹介します

01 てまえどりPOPの作成



買ってすぐに食べるときに、商品棚の手前に並んでいる賞味・消費期限の短い商品を選ぶ購買行動「てまえどり」を推進するPOPを作成し、市内の食品スーパー等協力店舗で掲示しました。

食品小売り事業者のみなさまへ

「てまえどりPOP」の掲示にご協力いただける店舗にPOPを配布しています。
1Pに記載の資源循環推進課の連絡先までお問合せください（配布枚数は要相談）。
※お渡すPOPは画像のものと別デザインになります。



02 フードシェアリングの推進



まだ食べられるのに、売れ残り等で廃棄されてしまいそうな食品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスを減らす「フードシェアリング」の推進のため、令和5年1月18日にフードシェアリングアプリ「TABETE」を運営する株式会社コークッキングと「堺市における食品ロス削減に向けた連携協定」を締結しました。

飲食店等のみなさまへ

食品ロス削減に向けて、廃棄間近の食品を「TABETE」に出品してみませんか？
詳しくは堺市ホームページ「フードシェアリングサービスを利用しましょう」をご覧ください。



[こちらをクリック](#)

03 事業系セミナーの開催



事業系古紙の排出事業者を対象に、減量化・リサイクルに関する理解を深めることを目的として、令和5年8月30日に事業系古紙リサイクルセミナーを開催しました。当日は、124事業者（163人）にご参加いただきました。

※ 事業所から出る紙類の排出ルールについて、詳しくは3・4Pをご確認ください。

**対応は
お済み
ですか？**

令和6年1月スタート

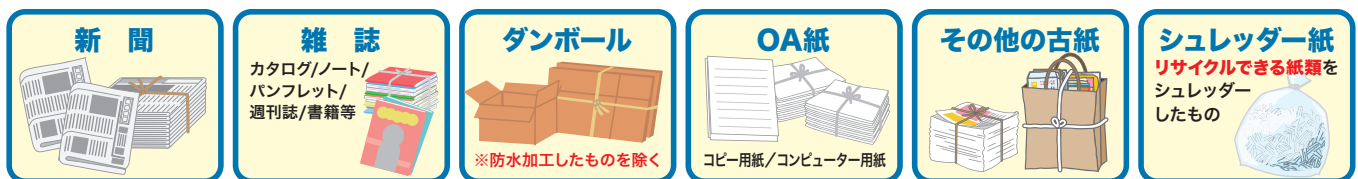
**事業所から出る紙類
の排出ルール変更**

**リサイクル可能な紙類は
清掃工場への搬入禁止です**

ごみとして出したり、ごみに混ぜたりすることはできません！

地球環境問題の解決・清掃工場の安定稼働に向け、ペーパーレスに取り組むとともに、紙類の分別・リサイクルにご協力ください。分別することでごみにならず、新しい紙製品に生まれ変わることができます！

リサイクルできる紙類の品目 (清掃工場への搬入禁止対象)



次の「その他の古紙」もリサイクルできます♪

リサイクル可能な紙類や禁忌品の詳細はこちら

[こちらをクリック](#)



その他の古紙の具体例



よくある質問 Q & A

Q **汚れた紙**でもリサイクルできるのですか？

A 食品や油、化学薬品が付いたもの、油性の絵具やクレヨンが付着した画用紙等、汚れが付いた紙はリサイクルできません。これらの紙は、事業系ごみとして清掃工場への搬入が可能です。



Q **ホッチキス針**は取らないとダメですか？

A 取る必要はありません。ただし、金属クリップなどの金具やとじひも、ビニールは必ず取り除いてください。

Q **機密文書**も規制の対象なのですか？

A 機密文書も対象となります。処理方法は破砕(裁断)や直接溶解等、機密保持の必要性に応じて様々あり、専門の業者も増えていますので、具体的には契約している業者や機密文書専門の処理業者にご相談ください。



古紙取扱事業者(機密処理を含む)の情報はこちら
もご参照を！



こちらをクリック

Q **シュレッダー**にかけたい紙類の中にリサイクルできないものがあるのですが、どうしたらよいですか？

A シュレッダーにかける際は、
①「リサイクル可能な紙類」と、②「リサイクルできない紙類(カーボン紙、写真、ビニールコーティングされた複合素材の紙等の禁忌品)」に分別し、①と②が混ざらないようにしてください。
②をシュレッダーにかけたものは、これまで通り清掃工場での受け入れが可能です。なお、シュレッダーにかけたものであっても、産業廃棄物(CDなどのプラスチック素材のもの等)は、清掃工場では受け入れできません。



ご活用を！

紙類のリサイクルに関する
パンフレット等は
こちら

こちらをクリック



～市作成パンフレット・資料～



事業系
一般廃棄物減量ブック
はこちら

こちらをクリック

